

# 兵庫県公報

平成19年10月23日 号 外

発 行 人

兵 庫 県

神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目 次

### 告 示

○争議行為を行う旨の通知（労政福祉課） ..... ページ 1

## 告 示

### 兵庫県告示第 1078 号の 2

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成19年10月15日に、川辺郡猪名川町北田原屏風岳3番地今井病院労働組合執行委員長上原恵子から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。  
平成19年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 事件

今井病院労働組合が主張する次の事項について

一時金回答、大幅増員、職員の雇用を65歳迄継続し、労働条件・賃金はそれまでの条件通りとすることに  
関する要求ほか

#### 2 日時

平成19年10月26日午前0時から事件解決に至るまで

#### 3 場所

川辺郡猪名川町北田原屏風岳3番地 今井病院内

#### 4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独  
または併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。